

別記

審査及び評価基準

ア 1次審査

確認内容	対象様式
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者	・ 資格要件確認書（様式第 4 号）
(2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者	・ 資格要件確認書（様式第 4 号）
(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。	・ 資格要件確認書（様式第 4 号）
(4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者	・ 資格要件確認書（様式第 4 号）
(5) 参加意向申出書の提出期限日時点において、高知市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格又は物件等競争入札参加資格を有する者	・ 資格要件確認書（様式第 4 号）
(6) 本業務に類似する官民連携業務に係る調査検討の業務（※）を完了した実績を有する者 ※ 公共施設の整備又は管理運営に関する官民連携手法の導入可能性検討調査のうち、官民対話の支援を含むもの。	・ 資格要件確認書（様式第 4 号） ・ 企業の業務実績調書（様式第 5 号）

注 1：公告日から高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務を委託する予定の事業者の決定までの間において、上記(1)～(6)の要件をすべて満たす者を、提案資格を有する者とする。

注 2：募集要領の「2 資格要件」の(2)に該当することが明らかになったときは、失格となる。

イ 2次審査

評価項目	配点	評価の視点	主たる対象様式
(1) 企業の評価	5点	・類似業務の実績とその内容、その他参考事例等は明確かつ本業務に有益なものか。	・企業の業務実績調書(様式第5号) ※2次審査時に提出されたもの
	5点	・高知市内に本社又は本店若しくは委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を有しているか。	※公告日時点の入札参加資格者名簿により確認
(2) 統括責任者の評価	5点	・統括責任者に類似業務の実績が十分にあるか。	・統括責任者の保有資格・業務実績等(様式第8号)
(3) 業務遂行能力	5点	・業務に必要な人員体制、役割分担がなされているか。	・業務の実施体制(様式第7号)
(4) 企画提案書	40点	<p>【課題1 本業務の実施方針等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するに当たり、提案者のノウハウ、優位性等に基づいて提案された実施方針等が本業務の目的に合致し、明確に示されているか。 ・今後の福寿園の在り方について想定される課題やその対応方針を上位計画(「高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」「高知市公共施設マネジメント基本計画」)等の内容を踏まえた提案となっているか。 ・業務フロー及び工程は実現可能な工程であり、かつ効率的か。 	・企画提案書(任意様式)
	20点	<p>【課題2 指定管理者制度等公設民営方式又は民間移譲等民設民営方式を採用する場合における基本的な方向性や具体的手法の検討方法に関する提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容(検討手順や手法等)について、十分に検討され、実現可能な内容でありかつ効率的か。 ・コスト面や現状及び課題点等を総合的に勘案した提案となっているか。 	・企画提案書(任意様式)
	20点	<p>【課題3 サウンディング型市場調査の提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サウンディング型市場調査の実施手法等について十分に検討され、実現可能な内容でありかつ効率的か。 ・コスト面や現状及び課題点等を総合的に勘案した提案となっているか。 	・企画提案書(任意様式)
(5) 業務参考見積額	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・価格は経済的か。 <p>〔(業務参考見積額のうち最低価格÷提案者の業務参考見積額)×10点、小数点以下は切捨〕</p>	・業務参考見積書(任意様式)
合計	110点		